

升降機保守点檢委託契約書（案）

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 委託業務名 | 愛媛県立東予高等学校昇降機保守点検業務 |
| 2 | 契約期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 | 委託金額 | ¥ — (年額)
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ —) |
| 4 | 所在場所 | 愛媛県西条市周布650番地
愛媛県立東予高等学校 本館 |
| 5 | 種類及び台数 | 東芝エレベータ株式会社製 ロープ式エレベーター 1台 |
| 6 | 契約保証金 | |

(総則)

愛媛県立東予高等学校長 渡邊 琴子（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は上記の愛媛県立東予高
等学校昇降機保守点検業務（以下「業務」という。）について次のとおり委託契約を締結
する。

(委託契約内容)

第1条 乙は、本契約書に定めるもののほか、別紙愛媛県立東予高等学校昇降機保守点検業務仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、責任をもって業務を遂行するものとする。

第2条 エレベーターの保守整備は次により行うものとする。

- (1) 専門技術者によるエレベーター保守点検を毎月1回行うこと。
ただし、遠隔点検・監視のための装置を設置し、遠隔点検・監視を行う場合、専門技術者の定期保守点検は1回／3ヶ月とすることができる。
- (2) 昇降機検査資格者によるエレベーターの点検保守整備を年1回行うこと。
- (3) エレベーターの不具合が発生したときには、専門技術者を派遣して迅速かつ適切な処置を行うこと。

第3条 この定期保守点検整備箇所は仕様書のとおりとする。

- 2 保守整備が完了した時には、その都度書面によって甲に報告し、検査を受け、整備完了の確認を受けるものとする。
- 3 前条（３）の対応を行ったときには、甲に報告するとともに必要に応じて保守整備を実施すること。

第4条 甲は、前条第3項の検査により、保守整備が不十分と認められる場合には、保守整備の再実施を命ずることができる。

第5条 本契約に定めたすべての点検又は工事については、特に定めのない場合には、乙の就業時間（乙の通常勤務日の通常就業時間）内に施工するものとする。
ただし、昇降機が故障した場合は、乙の就業時間外においても甲の請求により速やかに専門技術者を派遣し修理を行うものとする。

第6条 乙は、昇降機装置のいかなる部分に対しても、占有もしくは管理（防災管理を含む）するものではない。これが、占有もしくは管理に基づく責任は甲に帰属するものとする。天災、不可抗力その他直接乙の責によらない事由によって生じた損害ならびにすべての間接的損害については、乙はその責を負わない。

第7条 この契約により、乙の作業員が甲の建物内においてなす保守整備上の全ての行為は、乙の責めとし保守整備上の負傷、または死亡した場合も全て乙の責任において

措置するものとする。

(委託料の支払い方法)

第8条 甲は、メンテナンス業務終了後、四半期ごとに、乙の請求に基づき内容を確認したうえで30日以内に支払うものとする。

乙は、委託業務終了後と同時に四半期分の委託料を甲に対して速やかに請求の手続きをとらなければならない。

(支払の遅延)

第9条 甲は、その責めに帰すべき理由により前条の支払期日以内に委託料を支払うことができないときには、その支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息額を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときには、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙が信義に基づき誠実に委託業務を履行しない場合または乙の責に帰す事由により、甲に対し損害を与えた場合には乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利、または義務を第三者に譲渡、もしくは継承させてはならない。ただし書面により甲の承認を受けた場合にはこの限りではない。

(業務内容の変更)

第12条 甲は、必要があると認めたときには、保守整備内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は甲乙協議の上で定める。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(機密の保持)

第15条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第16条 本昇降機の実施後諸材料の各価格等、労務費その他に変動を生じ契約料金に増減の要がある場合は甲と乙が協議の上で変更することができる。
この委託契約で定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）並びに政府規約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるもののほか、必要に応じて甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 愛媛県西条市周布650番地
氏 名 愛媛県立東予高等学校長

乙 住 所

氏 名